

第7節 金融税制に関する研究会

1. 本研究会設置の背景とその目的

金融庁においては、透明性・公平性・効率性に優れ、さらに利用者にとってより利便性の高い市場を育成する観点から、金融税制のあり方を中長期的な見地から検討していく場を設けるため、平成12事務年度、「金融税制に関する研究会」を発足させ、13年7月には「金融税制に関する論点整理」を取りまとめた。

その後、株式等譲渡益課税についての見直しが行われるなど金融税制の見直しが行われたものの、現行の金融税制は、引き続き、複雑であり、商品の経済実態に則した課税が行われていない、損益通算の範囲が狭くリスク・マネー供給の観点から十分でない、などの指摘が多く見られ、そのような問題意識に応える考え方の一つとして、金融関連所得を含め資本所得全体で損益を通算し一定税率で課税する「二元的所得税」の考え方を、経済活性化等の観点から日本においても採用すべきであるとの意見も見られるところである。

こうした状況を踏まえ、本研究会においても、「二元的所得税」をめぐる議論について幅広く論点整理を行いながら、今後の金融税制のあり方について検討することとした。

2. 本研究会の位置付け

本研究会は、総務企画局長主催の研究会であり、上述の目的に沿って、金融税制に関して広く外部の有識者と自由に意見交換、討議し、行政運営上の参考とすることとしている。なお、内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣の諮問に応じて金融制度全般に関する審議する金融審議会とは性格・目的が異なることから、金融審議会とは独立して開催している。

3. 本研究会の構成委員

中長期的な観点からみた金融税制上の課題に関する意見交換を行うという本研究会の目的に鑑み、内外の金融税制や金融実務に通暁した外部有識者（金融や税制等の学識経験者、金融実務家）および当庁職員で構成している（資料7-7-1参照）。

4. 本研究会の議事内容について

活発な意見交換を促すため、本研究会は非公開としているが、意見交換等の内容については、研究会開催後、議事要旨としてホームページ上で逐次公表している。

5. 本研究会の平成13事務年度の開催状況

	開 催 日	検 討 項 目
第1回	14年2月27日	北欧における二元的所得税について
第2回	3月11日	二元的所得税論について
第3回	4月11日	金融商品に対する課税の現状と課題(証券、投資信託)
第4回	4月22日	金融商品に対する課税の現状と課題(銀行、信託、生命保険、損害保険)
第5回	5月30日	総括